

五戸町診療所開設奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、地域医療の安定を目的として、町内に新設等された診療所で新たに診療を開始する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、当該運営者に対し五戸町診療所開設奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所（同法第31条に規定する公的医療機関を除く。）をいう。
- (2) 医師 医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師をいう。
- (3) 歯科医師 歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師をいう。
- (4) 開業医 診療所を経営する医師又は歯科医師をいう。
- (5) 医療法人 医療法第39条第1項の規定による法人をいう。
- (6) 新設等 新築、移転又は建替える若しくは購入する又は借りることをいう。

(奨励対象者)

第3条 この要綱による奨励金の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する開業医又は医療法人とする。

- (1) 開業医にあつては開業医の住所、医療法人にあつては医療法人の主たる事務所の所在地が町内であること
 - (2) 町内に新設等した診療所で診療を開始すること
 - (3) 臨床経験が5年以上ある医師又は歯科医師が1名以上前号の診療所に勤務すること
 - (4) 第2号の診療所での診療を10年以上継続する意思があること
 - (5) 小児科を標ぼうする診療所にあつては、町が実施する小児に係る予防接種及び乳幼児健診に協力すること
 - (6) 産科又は産婦人科を標ぼうする診療所にあつては、町が実施する妊産婦健診に協力すること
 - (7) 町税を滞納していないこと
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は奨励対象としない。
- (1) 本交付要綱による奨励金の交付の対象となる診療所を新設等してから10年を経過していない間に別の診療所を新設等する者
 - (2) 新設等に併せて診療体制に大きな変化がない単なる親族内承継を行う者等、町が奨励対象としないと判断した者

(奨励金の種類)

第4条 この要綱による奨励金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 診療奨励金
- (2) 診療加算奨励金
- (3) 雇用奨励金

(診療奨励金)

第5条 診療奨励金の交付の要件及び額は、別表1のとおりとする。

(診療加算奨励金)

第6条 診療加算奨励金は、当該申請前年度の当該診療所開設日に相当する日から1年間のうち診療所の休止期間が90日以内であり、かつ、当該申請年度の当該診療所開設日に相当する日において次の各号のいずれかに該当する場合、交付の対象とする。

- (1) 産科、産婦人科又は小児科のうち、1つ以上を診療所で標ぼうする場合
- (2) 医師又は歯科医師が、2名以上診療所で常勤する場合

2 診療加算奨励金の交付の要件及び額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般診療所を経営する場合
開設1～5年目：各年600万円
- (2) 歯科診療所を経営する場合
開設1～5年目：各年240万円

(雇用奨励金)

第7条 雇用奨励金の額は、診療所開設日時点で、奨励対象者に雇用されて当該診療所に勤務する者のうち、次の各号のいずれかを満たす者の数に、一人当たりの単価を乗じて算定することとし、その単価は、別表2のとおりとする。

- (1) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者、有期雇用労働者又は短時間・有期雇用労働者でない者
- (2) 前号に該当しない者のうち、町長が特に必要と認める者

2 雇用奨励金の上限額は500万円とする。

(事前協議)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、次条の規定による交付申請を初めて行う場合、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、五戸町診療所開設奨励金申請事前協議書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出し、協議しなければならない。

(奨励金の交付申請)

第9条 申請者は、五戸町診療所開設奨励金交付申請書（様式第2号）に、別表3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が添付の必要がな

いと認められた書類等については、省略することができる。

- 2 第4条各号に規定する奨励金の申請期間は、別表3のとおりとする。
- 3 奨励金の交付申請は、一会計年度ごとに1回までとする。

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、奨励金の交付の可否の決定及び奨励金の額の確定をし、五戸町診療所開設奨励金交付決定通知書(様式第4号)又は五戸町診療所開設奨励金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、奨励金の交付の決定をする場合において、奨励金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(奨励金の請求等)

第11条 奨励金は、前条の規定により交付すべき奨励金の額を確定した後に交付するものとし、その請求は、五戸町診療所開設奨励金請求書(様式第6号)を町長に提出して行うものとする。

(申請事項の変更等)

第12条 奨励対象者は、次の奨励金の交付を受けるまでの間に次の各号のいずれかに変更が生じたときは、速やかに五戸町診療所開設奨励金変更届(様式第7号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 開業医にあっては開業医の住所、医療法人にあっては医療法人の主たる事務所の所在地

(2) 医療法人にあっては医療法人名、理事長の住所

(3) 診療所名、診療科目、診療所の住所

- 2 奨励対象者は、次の奨励金の交付を受けるまでの間に診療所を廃止又は休止したときは、速やかに五戸町診療所開設奨励金廃止・休止届(様式第8号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第13条 親族内承継その他の事由により奨励金の対象となる診療所を承継した者は、五戸町診療所開設奨励金承継申請書(様式第9号)に必要な書類を添えて、町長に提出し、その承認を得ることで、当該診療所に係る奨励対象者の地位を承継することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、承認の可否を決定し、五戸町診療所開設奨励金承継承認・不承認通知書(様式第10号)により、当該申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は職員

に当該診療所その他関係施設等に立ち入らせ、調査をさせることができる。

(奨励金の取消し)

第15条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、各会計年度における奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく、診療所開設日から10年以内に廃止をしたとき又はそれらと同様の状態になったと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為により第10条第1項に規定される奨励金の交付の決定を受けたとき

(3) 第10条第2項の規定により付された条件に違反したとき

(4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったとき

(5) その他この要綱に違反したとき

2 前項の規定は、交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項に規定する決定の取消しは、最後に奨励金を交付した日の属する年度の末日から5年以内に限りできるものとする。

4 町長は、第1項に規定する決定の全部又は一部を取り消したときは、五戸町診療所開設奨励金交付決定取消通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第16条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付がされているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、前項の規定により奨励金を返還させるときは、五戸町診療所開設奨励金返還命令書(様式第12号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により奨励金の返還を命ぜられた者は、町長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、規則第16条で定める割合で計算した延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。

(関係書類の備付け)

第17条 奨励金の交付を受けた者は、奨励金の交付に関する一切の書類及び帳簿を、次の各号のうち最も到来が遅い日の属する年度の翌年度4月1日から5年間備え付けておかななければならない。

(1) 最後に奨励金の交付を受けた日

(2) 第15条第4項に規定する通知書の交付を受けた場合は、その交付を受けた日

(3) 第16条第1項の規定により奨励金の返還を命ぜられた場合は、奨励金の返還が完了した日

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則 (令和6年五戸町告示第123号)

この要綱は、令和6年8月16日から施行する。

別表1 (第5条関係)

	(1) 開設1年目	(2) 開設2～6年目*
一般診療所を経営する場合	1,000万円	各年200万円
歯科診療所を経営する場合	400万円	各年80万円

※当該申請前年度の当該診療所開設日に相当する日から1年間にわたり、開業医又は医療法人の理事長が町内に住所を有しており、かつ、当該申請前年度の当該診療所開設日に相当する日から1年間のうち診療所の休止期間が90日以内であった場合に限る。

別表2 (第7条関係)

職種	一人当たり単価 ^{※1※2}	
	町内に住所を有する者	町外に住所を有する者
医師、歯科医師	200万円	対象外
その他医療職員 (医師、歯科医師以外の医療関連の国家資格、都道府県認定資格取得者) (看護師、薬剤師、保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師、准看護師等)	40万円	20万円
その他職員 (看護助手、歯科助手、事務職員 等)	20万円	10万円

※1 非雇用関係者 (開業医自身、医療法人理事長、派遣等) は対象外

※2 1人で対象となる職種に複数該当する場合でも1人として扱う。

別表3（第9条関係）

種類	申請期間	添付書類
診療奨励金	別表1（1） 当該診療所の開設日から1年を経過する日まで	①保健所に提出した診療所開設届の控えの写し ②東北厚生局に提出した保健医療機関指定申請書の写し ③東北厚生局から送付された保健医療機関指定通知書の写し ④開業医にあっては開業医、医療法人にあっては理事長の医師免許証の写し又は医療法第46条の6第1項ただし書の規定による認可を受けたことを証する書類の写し
診療加算奨励金	別表1（2） 各年度の当該診療所開設日に応当する日から1年を経過する日まで	⑤医療法人の場合は、登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書 ⑥申請者に町税の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等）
雇用奨励金	当該診療所の開設日から1年を経過する日まで	⑦雇用奨励金の交付を受けようとする場合は、以下全て ア 算定対象とする医療従事者の雇用状況を明らかにする書類 イ 算定対象とする医療従事者が当該職種の資格や免許等を有することを証明する書類 ウ 算定対象とする町内に住所を有する医療従事者の住所確認同意書（様式第3号） ⑧その他町長が必要と認める書類